

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 目的

尾三衛生組合の現有施設である東郷美化センターは、ごみ焼却施設が平成 9 年 11 月、粗大・不燃ごみ処理施設が平成 11 年 3 月に竣工し、ごみ焼却施設は老朽化が進行していたため、平成 27 年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良工事を実施している。令和 3 年度に「施設整備検討業務」を策定し、令和 4 年度に集約化までの整備方針を検討した結果、令和 16 年度稼働を目指し、新しいごみ焼却施設と粗大・不燃ごみ処理施設を整備していくこととした。

本事業は、同組合の新たなごみ処理施設の建設を目的とするものである。

(2) 事業者

尾三衛生組合

(3) 対象事業実施区域の位置

愛知郡東郷町大字諸輪字百々51 番地 271 ほか

(4) 事業規模

処理能力 約 187 トン／日

2 手續根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

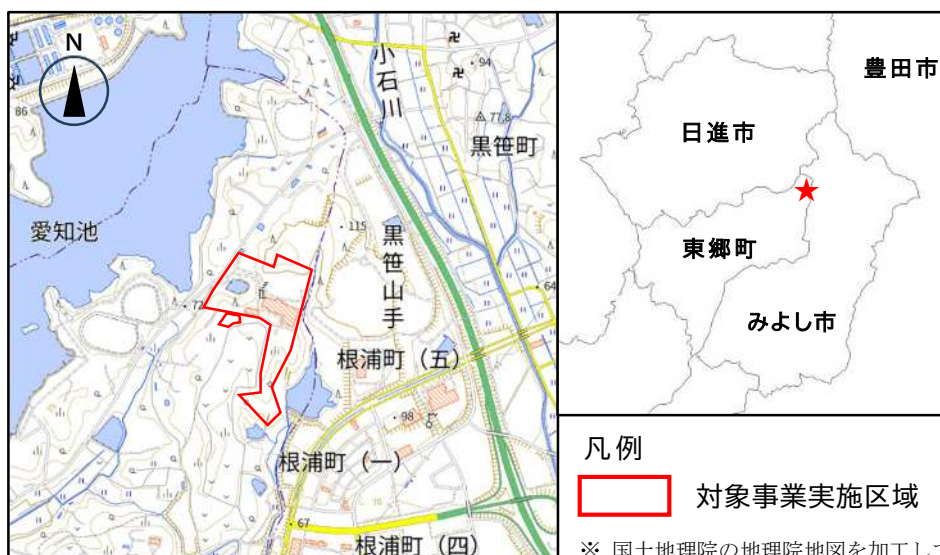
2026 年 3 月 10 日	配慮書についての知事意見の通知
6 月 15 日	方法書の県への送付
6 月 16 日	方法書の公告・縦覧（～ 7 月 16 日）
7 月 31 日	審査会の開催
8 月 25 日	方法書に係る住民意見の概要の送付
10 月 2 日	尾張東部・尾三ごみ処理施設部会の開催
10 月 16 日	審査会の開催

4 今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を事業者に通知する。

この知事意見の通知は、事業者から方法書についての住民意見の概要の送付があった日から90日以内に行う。

5 対象事業実施区域の位置



※ 国土地理院の地理院地図を加工して作成

尾三衛生組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価の手の続の流れ

